

文化財の匠プロジェクト 《概要》

令和3年12月24日 文部科学大臣決定

1. 趣旨 / 2. 計画期間 / 3. 基本的な考え方

- 文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るため、**(1) 修理技術者等、用具・原材料までを含めた一体的な体制整備**と**(2) 計画的な保存・継承の取組**を推進するため、**5か年計画**（令和4年度～令和8年度）を策定。

4. 重点的な取組内容

(1) 文化財の保存・継承のための用具・原材料の確保

- 文化財の保存・継承に欠かせない用具・原材料の**生産支援の拡大**
： **5分野 (R3) → 25分野 (R8)**
- 関係省庁との連携
： 刑事施設と連携した原材料生産（法務省）、「地域おこし協力隊」の枠組みを活用した後継者確保（総務省）、国有林野事業と連携した資材の確保・育成（林野庁）等

(2) 文化財保存技術に係る人材養成と修理等の拠点整備

- 後継者養成を課題とする保存技術について選定保存技術**保持者・保存団体の拡大**
： **58人34団体 (R3) → 80人47団体 (R8)**
- 後継者が一人前になるまでの**研修に必要な原材料の確保等**に係る経費を措置
： **現状 (110万円) に100万円を追加**
- 文化財の保存に関わる人材について、社会的認知を向上させる取組を検討
- 「**修理調査員（仮称）**」（文化庁非常勤職員）の文化庁配置による体制強化
： **30人 (R4)**
- 国立の「**文化財修理センター（仮称）**」の設置に向けた検討を順次推進
： **調査研究 (R4) → 調査研究を踏まえた検討 (R8)**

(3) 文化財を適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

- 各文化財類型に応じ、**必要な事業規模を漸次確保**

年間修理事業件数 (予算ベース)	令和3年度	令和8年度	現在の修理周期
建造物(木造)	137件	161件	建造物(木造)：維持修理約40年、根本修理約200年
美術工芸品	200件	280件	美術工芸品：概ね10年～20年遅れ
史跡等	308件	495件	史跡等整備：概ね10年～20年遅れ

↓

適正な修理周期に基づく年間修理件数
建造物：維持修理30年、根本修理150年
美術工芸品：概ね50～100年（材質による）
史跡等整備：概ね30年

- **防火・耐震対策**の推進
： **防火：27件 (R3) → 147件 (R8)**
： **耐震：38件 (R3) → 169件 (R8)** ※令和2年度からの計画に基づく累積着工数（文化財建造物）
- 寄付等も含めた文化財修理等に係る**多様な資金調達**の促進

5. さらなる対応策の検討

- 制度的措置を含めた対応策について、**審議会において引き続き検討**。
- 特に、入札契約制度や技術者の認定制度を含めた現行制度の見直し、用具や原材料等の安定確保、多様な資金調達を促進する仕組みを含めた持続可能な文化財保存の在り方について、**令和4年5月を目途に中間取りまとめ**、同年末までに成案を得る。

文化財の匠プロジェクトによる継承基盤の整備

令和4年度予算額(案) 25,156百万円
(前年度予算額) 26,728百万円



※令和3年度補正予算額8,907百万円+令和4年度予算額(案) = 34,063百万円

文化財を守り継承していくため、修理等に当たる人材、用具・原材料の確保・支援と、適切な周期に沿った修理の事業規模の確保について、一体的かつ計画的な取組を推進する。令和4年度～令和8年度の5か年計画を策定し、段階的に取り組む。

1. 文化財の修理人材の養成と用具・原材料の確保 621百万円(548百万円)

- 文化財保存技術の伝承等 478百万円(455百万円)
選定保存技術保持者・保存団体が行う、伝承者養成、わざの練磨等に対する補助を行う。保持者・保存団体の拡大とともに、修業期間中の後継者に対する研修経費等の支援を拡充する。
- 伝統技術関連用具・原材料等調査事業 37百万円(29百万円)
文化財の修理・継承に必要な用具・原材料に関する実態調査、及び用具・原材料等に関する流通状況の分析等を行う。
- 重要文化財(美術工芸品)文化財修理の伝統技術等継承事業 61百万円(58百万円)
文化財の修理・継承に必要な用具・原材料の確保のため、生産者が行う管理業務に対する補助等を行う。(除草・害虫対策等)
- 美術工芸品修理のための用具・原材料と生産技術の保護・育成等促進事業 20百万円(新規)
用具・原材料等の安定的な供給・使用に向けた研究や調査記録等を行う。
- 文化財修理センター(仮称)整備のための調査研究 20百万円(新規)
修理技術の調査、修理案件に対応する「文化財修理センター(仮称)」整備に向けた調査研究



選定保存技術保持者
(美術工芸品鍍金具製作)



和紙の原料コウゾ

2. 適切な修理周期による文化財の継承の推進 24,535百万円(26,180百万円)

(令和3年度補正予算額 8,907百万円)

- 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,206百万円(11,497百万円)
国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理等に対する補助を行う。
- 国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業 1,031百万円(1,065百万円)
国宝・重要文化財(美術工芸品)の修理等に対する補助を行う。
- 歴史生き活き! 史跡等総合活用整備事業 5,221百万円(5,624百万円)
史跡等の保存・活用に係る整備に対する補助を行う。
- 重要文化財等防災施設整備事業 1,763百万円(2,632百万円)
世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画を踏まえ、文化財の防火対策、耐震対策に係る施設整備について補助を実施。



絵画・書跡の修理用具・材料



＜建造物半解体修理の様子＞
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)

等

※令和3年度補正予算額614百万円+令和4年度予算額(案) = 11,821百万円

文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援する。また、修理現場の公開促進を観光振興にもつなげる。文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

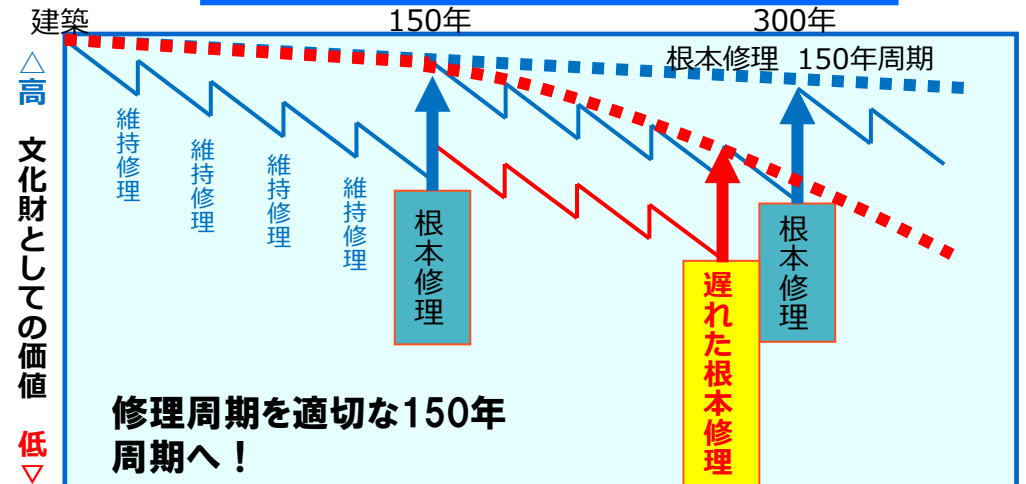
(R3予算 保存修理149件、公開活用30件、環境保全18件 → R4予算 保存修理157件、先端技術活用1件、公開活用30件、環境保全18件 (R3補正を含む。))

文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財(建造物)の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資する。
- 明治以降に建造された近現代建造物(土木・建築)は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は380件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



修理周期を適切な150年周期へ!

※伊原恵司氏(文建協調査室長)の研究論文(1990.8)による

修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



修理現場公開の様子
本隆寺本堂(京都府)



パンフレット等による解説

文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



勝興寺本堂
バリアフリー整備
スロープの設置
(富山県)



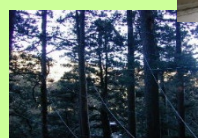
門司港駅(旧門司駅)本屋
展示解説整備
(福岡県)

文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



保存管理施設の設置



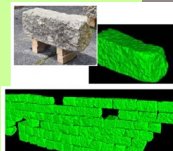
ワイヤーによる支持

先端技術活用(新規)

土木構造物や近代の文化財等について3次元計測等の先端技術を活用することで適切な修理時期の把握を行うとともに、修理に必要な調査を事前に行う。



3D計測データを用いた
モデルイメージ



石材の3次元化とPC上での積み上げ検討

〈適切な周期〉
 根本修理(解体、半解体修理)
 : 平均150年周期
 維持修理(屋根葺替・塗装修理)
 : 平均30年周期
 適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。



重要文化財 常称寺本堂ほか2棟
解体修理の様子(広島県)

歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業

令和4年度予算額（案） 5,221百万円
（前年度予算額 5,624百万円）



※令和3年度補正予算額1,536百万円+令和4年度予算額（案）= 6,758百万円

＜事業内容＞

歴史的に由緒ある史跡等について、損傷、老朽化に対し、適切な周期で整備（概ね30年周期）する。往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元、ガイダンス施設の設置を行うなど、来訪者目線での修復・復元等の一体的な整備を行うことで、「文化財で稼ぐ」ための魅力ある環境を創り出す。災害等により崩落した石を元の位置に戻すために、事前に測量図化を行うなど、3D計測を行う必要があるため先端技術活用事業を実施する。整備時にしか体験できない整備現場の公開や整備によって得られた知見についての現場説明会等を行うことで、わかりやすく歴史的価値の理解を図るために整備現場公開事業を実施する。（R3予算 事業件数 308件 → R4予算 事業件数 323件（R3補正を含む。））

保存・活用の一体的整備

○保存と活用を一体的に実施することで、魅力ある環境を作り出す総合的な事業に対する優先的支援の実施

保存・修理整備

- 適切な周期に則った保存整備



史跡及び名勝「三徳山」の庭園修景整備（鳥取県正善院）

魅力ある活用を図るための環境の整備
観光客を呼び込み長時間滞在を実現
文化財を通じた地域の活性化の達成



史跡「安満遺跡」のガイダンス施設整備（大阪府高槻市）

ガイダンス施設・案内板等の整備

- 情報発信の場の整備による史跡等の認知度及び来訪者の理解の向上
- 多言語化により訪日外国人に対応



史跡「久留倍官衙遺跡」の八脚門復元展示（三重県四日市市）

歴史的建造物の復元整備

- 地域のシンボルの創生により住民の関心と認知度の向上
- 観光資源としての史跡等の価値向上

先端技術活用事業

- 石垣等の測量図化の事前実施
- 目視による確認と比較し、高精度での石の動きの観察



石垣等の崩落時における修理等の迅速化
石垣等の崩落危険性の早急な察知の実現



史跡「北大東島燐鉱山遺跡」の石積修理（沖縄県北大東村）

重要文化財等防災施設整備事業

令和4年度予算額（案） 1,763百万円
 （前年度予算額） 2,632百万円

※令和3年度補正予算額6,415百万円+ 令和4年度予算額（案） = 8,178百万円



【事業概要】世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画(令和2年度～令和6年度)を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施。（補助率：最大85%） 事業実施予定数 257件（R3補正を含む）

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）
- ・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財
- ・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観
- ・重要伝統的建造物群保存地区

災害から文化財を護る【防火施設・防災施設】

- ・我が国の文化財の多くは木造であるため**防火対策**は必須
- ・個別の**文化財特性**に応じた防火対策を実施
- ・老朽化した防火施設、毀損した防火施設の更新、再整備が必要
- ・その他盗難等から文化財を護るための防犯施設整備、耐火構造の保存活用施設整備を実施
- ・防火対策（世界遺産・国宝（建造物）、博物館等）及び耐震対策について「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和3年度～令和7年度）で加速化して実施

【耐震対策】

- ・文化財価値の保護と利用者の安全確保のために耐震対策は必須

◆耐震対策工事



「天守閣の木製格子壁による補強」



早期発見

- ・自動火災報知施設を設置し迅速に初期消火へ



（光電分離式煙感知器）



（R型受信機）

初期消火

- ・初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等



（易操作性1号消火栓）

延焼防止

- ・近隣火災から護るための**ドレンチャー、放水銃**等



（放水銃）

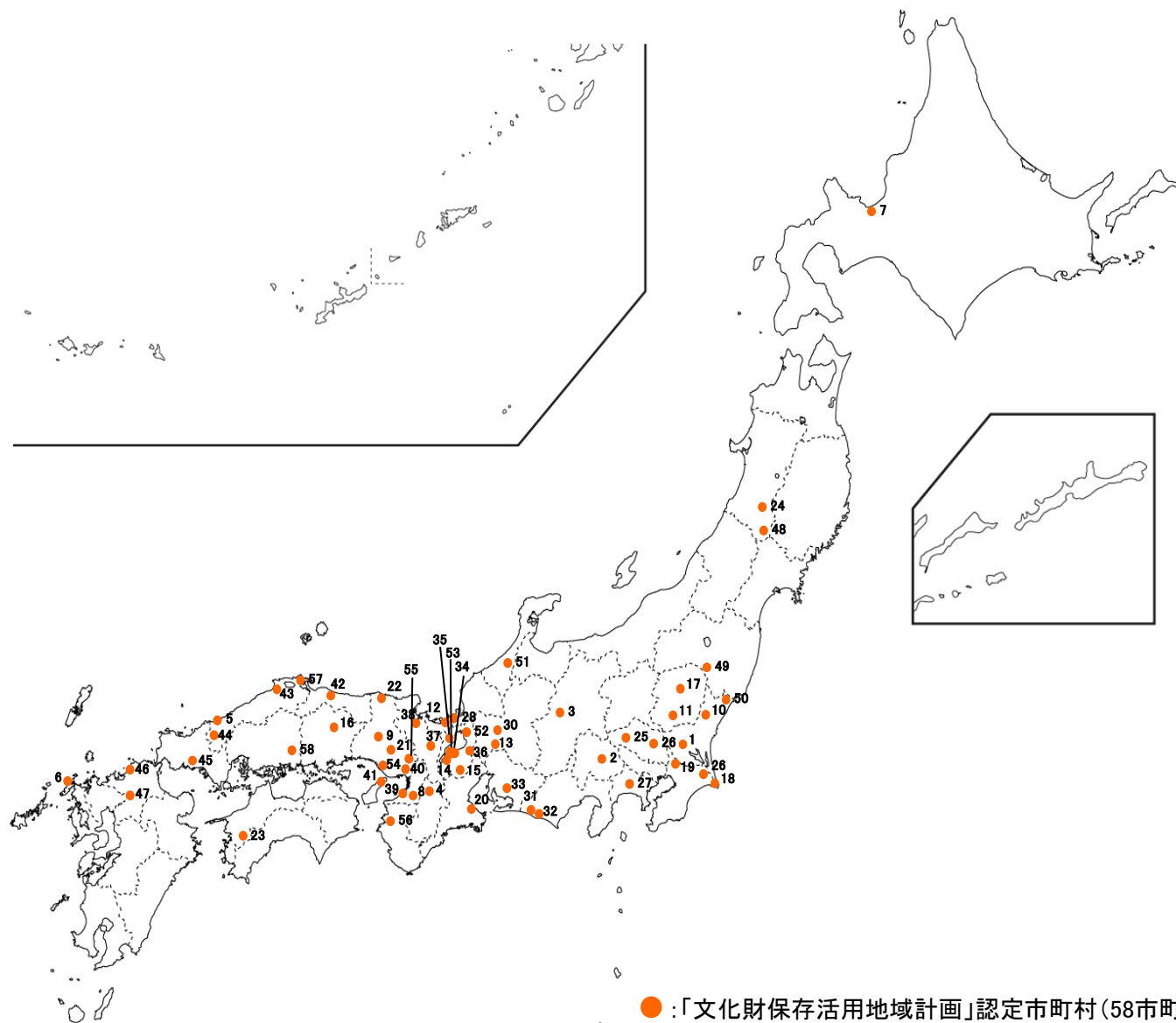


「老朽化した消火栓の更新」



「耐久性、耐震性の高いポリエチレン管への更新」

「文化財保存活用地域計画」認定市町村一覽(令和3年12月17日現在)



No.	都道府県	市区町村	No.	都道府県	市区町村
1	茨城県	牛久市	30	岐阜県	美濃市
2	山梨県	富士吉田市	31	静岡県	浜松市
3	長野県	松本市	32	静岡県	磐田市
4	奈良県	王寺町	33	愛知県	岡崎市
5	島根県	益田市	34	滋賀県	近江八幡市
6	長崎県	平戸市	35	滋賀県	高島市
7	北海道	札幌市	36	滋賀県	多賀町
8	大阪府	河内長野市	37	京都府	京都市
9	兵庫県	神河町	38	京都府	舞鶴市
10	茨城県	常陸大宮市	39	大阪府	泉佐野市
11	栃木県	下野市	40	兵庫県	丹波篠山市
12	福井県	小浜市	41	兵庫県	淡路市
13	岐阜県	岐阜市	42	鳥取県	北栄町
14	滋賀県	草津市	43	島根県	出雲市
15	滋賀県	甲賀市	44	島根県	津和野町
16	岡山県	津山市	45	山口県	山口市
17	栃木県	大田原市	46	福岡県	宗像市
18	千葉県	銚子市	47	福岡県	久留米市
19	千葉県	我孫子市	48	秋田県	湯沢市
20	三重県	明和町	49	福島県	白河市
21	兵庫県	加西市	50	茨城県	日立市
22	兵庫県	香美町	51	石川県	金沢市
23	愛媛県	松野町	52	滋賀県	長浜市
24	秋田県	横手市	53	滋賀県	守山市
25	埼玉県	秩父市	54	兵庫県	明石市
26	埼玉県	白岡市	55	兵庫県	西宮市
27	千葉県	富里市	56	和歌山県	湯浅町
28	神奈川県	伊勢原市	57	島根県	松江市
29	福井県	若桜町	58	岡山県	備前市

背景・課題

地域社会総がかりで文化財の保存・活用の取組をより促進させるため、平成30年の文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画制度を創設。

本事業では文化財保存活用地域計画等を作成している市区町村に対し、地域の文化財を積極的に活用する取組を支援するもの。

事業内容

文化財保存活用地域計画（歴史文化基本構想を含む。以下「地域計画等」という。）に基づき、地域の核（シンボル）となっている国登録文化財を戦略的に活用するための機能維持や、保存・活用を行う団体の取組等を支援する。

- 補助事業者： 地域計画等を作成している市区町村
- 補助金の額： 補助対象経費の50%
- 補助対象事業： 地域計画等に基づき市区町村が行う次の事業（市区町村が補助または自ら行う事業への補助）

(1) 国登録文化財の機能維持

地域の核（シンボル）となっている国登録文化財について、活用に必要な機能維持（修理、整備）を支援する。



地域のシンボルとなっている
文化財建造物の修理



地域の名所となっている
記念物の整備

(2) 文化財の保存・活用を行う団体への取組支援

文化財の保存・活用の担い手として、地域で活動する民間の団体を位置づけ、所有者、行政、民間の連携を支援する。



空き家バンクの運営



文化財周辺のハザードマップ作成

目的

■各地に所在する有形・無形の文化資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進

事業概要

取組内容

◆地域文化遺産・地域計画等

地方公共団体が地域文化遺産を活用した実施計画を策定し、文化財の保護団体で構成される実行委員会等が行う人材育成、普及啓発等の取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの育成、シンポジウムやワークショップの開催、公開事業等を支援

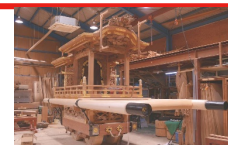


(民俗芸能大会の開催)

◆地域伝統行事・民俗芸能等継承基盤整備

地域の伝統行事等を継承する取組を支援することにより、確実な継承基盤を整備

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成デジタル化や相談窓口等の取組を支援



(山車の修理)

◆文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画や大綱の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施



(研修会の実施)

◆世界文化遺産

「世界文化遺産」に登録された地域において行われる普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、世界文化遺産を活用した地域活性化を推進

世界文化遺産に関するシンポジウムの開催、ボランティア等の育成、課題の調査・分析や管理計画の見直し等を支援



(ガイド育成研修の実施)

◆ユネスコ無形文化遺産

「ユネスコ無形文化遺産」に登録された地域で行われる、普及啓発・人材育成・調査研究等の取組に対して支援し、ユネスコ無形文化遺産を活用した地域活性化を推進

ユネスコ無形文化遺産に登録された地域の活性化を図るため、情報発信・普及啓発・人材育成・保護活動等の取組を支援



(パネル展の開催)

◆地域のシンボル整備等

地域計画等を作成しており、かつ地域の核（シンボル）である国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持する取組等に対して支援

地域の核となっている国登録文化財を戦略的に活用するために機能を維持したり、保存・活用を行う団体の取組等を支援



(建造物の修理)

地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出

○ 地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、**地域の稼げる看板商品の創出を図る**ため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の**地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援**を実施する。

施策イメージ

(ツアー、旅行商品等の企画・開発費、モデルツアー実施費、プロモーション費等を支援)

自然

地域ならではの自然を活用した体験型アクティビティの造成



食

地域の名物食体験や地域特性を活かした新メニューの開発



歴史・文化・芸術

地域に根付く文化・芸術を観光客が体験できるプログラムの造成



地場産業（生業）

地域で営まれてきた生業を題材とした体験・学習プログラムの造成



交通

地域のシンボルである交通を活かした、地域ならではのコンテンツの造成



<補助率・補助上限額>

補助率：500万円まで定額（10/10）+ 500万円を超える部分については 1 / 2

補助上限額：1,000万円

文化財保護法の一部を改正する法律の概要

趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

概要

[文化財保護の制度]

	文化財の種類	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	有形文化財 建造物、 美術工芸品	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術、生活文化 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

(1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に**登録できることとする**（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7関係】

【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の**届出義務**（罰則あり）【第76条の9関係】
- ・ 保存・公開に要する経費の**補助、指導助言**【第76条の10～第76条の12関係】
- ・ 登録無形文化財保存活用計画の作成・**認定**【第76条の13～第76条の17関係】（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

(2) 無形の民俗文化財の登録制度

- （1）**無形文化財と基本的に同様の**制度として新設する。【第90条の5～第90条の11関係】

(3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日（令和3年6月14日）

※ **新型コロナウイルス感染症により、多様な無形の文化財について、公演等の継承活動に深刻な影響が生じていることから、迅速にこれらの無形の文化財の登録を進め、国による保護の網をかけるとともに、予算措置等による支援を図る。**

2. 地方登録制度の新設

(1) 概要

- ① **地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財等以外の文化財でその区域内に存するもののうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できることとする。**【第182条第3項関係】
- ② 地方公共団体は、①により**登録した文化財のうち適当であると****思料するもの**について、文部科学大臣に対し、**国の文化財登録原簿への登録を提案できることとする。**【第182条の2関係】

(2) 施行期日 令和4年4月1日

文化財に関する既存の地方財政措置

< 普通交付税措置 >

○標準団体の行政経費積算内容

(単位：千円)

都道府県 (細目：社会教育費 細節：社会教育・文化財保護費)		
区分	積算内容	
給与	職員数38人	245,400
報酬	文化財保護審議会委員18人	1,942
報償費	講師謝金	17,145
需用費等	文化財関係補助金等文化財の維持管理経費	16,467
	旅費、備品購入費等	36,158

市町村 (細目：社会教育費 細節：社会教育費)		
区分	積算内容	
給与	職員数13人	83,970
報酬	文化財保護審議会	47
需用費等	文化財関係	1,442
	文化財保護補助金等	1,550

< 特別交付税措置 >

○国指定等文化財・地方指定文化財の件数に応じた措置（域内の指定等件数×下表の単価）

区分		都道府県	市町村
国指定等	重要文化財（建造物）	280,000円	540,000円
	重要文化財（美工品）	10,000円	20,000円
	重伝建地区	1,470,000円	7,720,000円
	重要無形文化財（選定保存技術含む）	320,000円	300,000円
	重有民・重無民	80,000円	590,000円
	史跡名勝天然記念物	260,000円	920,000円
	登録文化財（建造物）	-	20,000円
	重要文化的景観	-	920,000円
地方指定	建造物	240,000円	130,000円
	美術工芸品	10,000円	10,000円
	無形文化財（選定保存技術含む）、民俗文化財、記念物	30,000円	30,000円
	伝統的建造物群保存地区	-	220,000円
	登録文化財（建造物）	-	50,000円
	登録文化財（美術工芸品）、登録記念物、登録有形民俗文化財	-	10,000円
国指定等の合計	国指定、国登録、国選定文化財の合計件数	30,000円	110,000円

- 埋蔵文化財の発掘調査に係る経費への措置(発掘調査に要した額×所定の率)
- 保存活用計画に基づく活用事業(ソフト事業)に要した経費の一部への措置
- 災害復旧に要する経費への措置(災害復旧に要した額の80%)
- 保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)の地方負担費への地方債の適用
- 重伝建地区内の固定資産税の減免への措置(減免額の37.5%)※市町村のみ
- 防火対策5か年計画に基づく、世界遺産・国宝(建造物)、重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策に要した経費の一部への措置¹

文化芸術関係予算

【単独事業・補助事業】

◇国登録無形文化財・国登録無形民俗文化財、地方登録文化財 に要する経費【新規】

（補助事業 国費約10億円、地方負担額約0.2億円）

文化財保護法改正により、文化財の国登録制度に無形文化財等が拡充され、また地方登録制度が明文化されたため、これらの保存等に要する経費と災害復旧に要する経費を措置対象に追加。＜特別交付税＞